

就業規則への落とし込み法改正経緯＜概要＞

平成 25 年 5 月 1 日現在

【労働基準法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
用語	女子	女性（均等法正式名称中女子から女性に変更されたことに関連して基準法上の用語を変更整理）	平成 9 年 6 月
産前産後休業	産前多胎 10 週間	14 週間	平成 10 年 4 月
労働条件の書面による明示	賃金	期間、場所、業務、労働時間、休日、休憩、退職	平成 11 年 4 月
退職時の証明	期間、業務、地位、賃金	退職の事由を追加（解雇理由も含む）	平成 11 年 4 月
1 ヶ月変形時間制導入	就業規則または準ずるもの	左記または労使協定	平成 11 年 4 月
1 年変形時間制	途中入退職者は対象外、対象期間は 3 ヶ月以上 1 日および 1 週間の限度時間、連続労働日数の限度	途中入退職者も対象、対象期間は 1 ヶ月以上、1 日 10 時間 1 週 52 時間、特定期間は週に 1 日の休日が確保できる日数	平成 11 年 4 月
一斉休憩の除外	監督署の許可	労使協定にて適用除外（届け不要）	平成 11 年 4 月
時間外・休日・深夜労働における女性保護規定	4 週間で 36 時間、1 年間で 150 時間など	撤廃（14 年 3 月まで激変緩和措置）	平成 11 年 4 月
年次有給休暇	10 年以上 20 日	6.5 年以上 20 日	平成 11 年 4 月
就業規則の別規則	賃金、退職金、安全衛生、災害補償・業務外扶助を除き統一的に 1 つの規則として作成	すべて別規則にて可	平成 11 年 4 月
労働者の最低年齢	満 15 歳、軽易な労働⇒許可＝12 歳以上	満 15 歳年度末以降、同 13 歳以上	平成 11 年 4 月
過半数代表者選出方法	通達（行政解釈）	施行規則第 6 条の 2 に格上げ	平成 11 年 4 月
有期労働契約期間の上限	1 年以内	原則 3 年、例外 5 年、1 年超退職自由	平成 16 年 1 月
専門業務型裁量労働制		労使協定で、健康・福祉措置および苦情処理措置導入	平成 16 年 1 月
企画業務型裁量労働制	本社に限定、労使委員会全員合意など	本社要件の廃止、労使委員会の決議 4/5 以上、同左設置届の廃止、定期報告要件の緩和など	平成 16 年 1 月

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
退職証明書	なし	解雇理由証明書の交付を追加	平成 16 年 1 月
有期労働契約の締結および更新・雇止め	平成 15 年告示 357 号 平成 20 年告示 12 号	基準を定め、更新の有無を明示、1 年以上 30 日前予告 1 年以上に 3 回以上を追加	平成 16 年 1 月 平成 20 年 4 月
解雇権濫用の法理	なし	明記（18 条の 2）	平成 16 年 1 月
同上	18 条の 2	労働契約法第 16 条へ移管	平成 20 年 3 月
解雇事由の明示	なし	就業規則にて明示	平成 16 年 1 月
労働条件通知書 「退職に関する事項」	なし	解雇事由の明示（雇入れ時）	平成 16 年 1 月
女性の坑内労働	禁止	解禁（但し、妊婦および使用者に申し出た産婦の全ての坑内業務）	平成 19 年 4 月
管理職（時間外手当）	名ばかり管理職	41 条（一体、裁量、待遇）執行役員くらい？	
時間単位年休	なし	年 5 日の範囲、労使協定	平成 22 年 4 月
割増賃金率	なし	時間外 60 時間超え 5 割（中小企業 3 年猶予）	平成 22 年 4 月
36 協定特別条項割増率規定努力	なし	45 時間超えは 2 割 5 部増し超の率の設定努力義務	平成 22 年 4 月
有期労働契約	なし	更新基準の書面明示（施行規則 5 条改定）	平成 25 年 4 月

【労働契約法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
		無期雇用申込み権、雇止め法理、有期差別禁止	平成 25 年 4 月

【労働者派遣法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
		日雇派遣原則禁止、グループ派遣規制など	平成 24 年 10 月
		派遣先による直接雇用義務	平成 27 年 10 月

【育児介護休業法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
育児介護労働者の時間外労働の制限	なし	1ヶ月24時間、1年150時間	平成14年4月
勤務時間短縮の対象となる子の年齢	義務＝1歳未満 努力義務＝1歳以上小学校就学前	義務＝3歳未満 努力義務＝3歳以上小学校就学前	平成14年4月
子の看護のための休暇措置	努力義務	義務	平成17年4月
育児休業期間	子が1歳に達するまで	一定の場合は1歳6ヶ月に達するまで	平成17年4月
介護休業の取得回数	対象家族1人につき1回限り、連続3ヶ月まで	常時介護を必要とする状態に至る毎に1回、通算して93日まで	平成17年4月
育児介護休業のできる対象者	期間雇用者は対象外	一定の範囲の期間雇用者を対象	平成17年4月
3歳までの子の短時間勤務、残業免除	同左などからの択一義務など	短時間勤務、残業免除の義務化（100人未満努力）、子の看護休暇、パパママ育休など11項目	平成22年6月
3歳までの子の短時間勤務、残業免除、介護のための看護休暇	努力	100人以下事業にも義務化	平成24年7月

【男女雇用機会均等法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
母性健康管理	なし	母子保健法に基づき「働く女性が安心して子供を産めるように」各種措置を義務化	平成10年4月
セクハラ禁止	なし	職場における性的な言動等に起因する問題に関し配慮義務	平成11年4月
セクハラ禁止等	配慮義務	措置義務	平成19年4月
間接差別禁止	なし	募集、採用にあたり、①身長、体重、体力要件②転勤要件、昇進にあたり転勤経験を要件とすることは禁止	平成19年4月
妊娠出産等を理由とする不利益取り扱い	解雇の禁止	解雇の他、雇止め、退職勧奨、正社員からパートへなどの身分変更の禁止	平成19年4月

【高年齢者雇用安定法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
定年制	60歳義務 65歳努力義務	平成18年4月～平成25年4月＝62歳→65歳等雇用確保措置 対象者＝労使協定（5年間は就業規則にて可）	平成18年4月
継続雇用	労使協定	段階的希望者全員または65歳以上定年または定年撤廃（労使協定原則×）	平成25年4月

【労働安全衛生法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
健康診断	追加	月100時間以上、時間外休日、疲労の蓄積、本人の申し出＝医師による面接指導義務 月80時間以上＝努力義務（以上は50人事業場に義務）	平成18年4月
健康診断		同上（50人未満も義務）	平成20年4月
病者の就業制限（68条）	法定伝染病、精神病等	伝染病予防法、性病予防法廃止⇒感染症法（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類） 結核予防法等廃止⇒感染症法（Ⅱ類）	平成11年4月 平成19年4月
安全管理者の要件	右はなし	「一定の研修修了者」が要件に追加	平成18年10月
健康診断	なし	生活習慣病予防健診の受診者は法定定期健診を受診したとみなす。 安衛法＋高齢者医療確保法（平成19年10月改正）	平成20年4月
		受動喫煙、メンタルヘルス面接（平成23年度通常国会）	平成26年？

【パートタイム労働法】

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
労働条件の文書交付	昇給、退職金、賞与の有無の記載は努力義務	義務	平成20年4月
通常の労働者との同視	なし	差別的待遇の禁止（1人10万以下の過料）	平成20年4月

【その他の法令等】（規定することが好ましいもの等）

項目	旧規定	現（新）規定	施行日
検察審査員等休暇	なし	必要（労基法第7条）	昭和23年7月
個人情報保護規程	なし	望ましい（別途）	平成17年4月
次世代育成対策推進法関連	なし	行動計画の作成実施、300人以下は努力義務	平成17年4月
36協定上限時間	指針	厚労大臣に助言、指導の法的根拠 ※運送業は別途注意	平成11年4月
道路交通法第3章第9節（停車及び駐車）	なし	望ましい（別途）	平成16年4月
36協定特別条項	特別な事情のみ	特別な事情＋臨時的なもの（年6回まで）	平成16年4月
メンタルヘルス条項	なし	望ましい（別途）	未
公益通報者保護法関連	なし	望ましい（別途）	平成18年4月
競業避止規定	なし	望ましい（別途）	平成18年5月
年齢制限（雇用対策法）	なし	募集、採用に付き、年齢制限禁止	平成19年10月
裁判員休暇	なし	必要（労基法第7条）	平成21年5月21日
パワハラ禁止規程	なし	望ましい（別途）	未
セクハラ禁止規程	なし	望ましい（別途）	未
改正道路交通法		飲酒運転罰則強化、行政処分の強化（平成21年6月1日）	平成19年9月19日
改正不正競争防止法	非現実的に厳格	営業秘密の適用範囲	平成23年12月1日
秘密保持誓約書		必要に応じて	未
退職規程の整備	任意	退職期間の通算規定等（野村総合研究所事件：東京地判H20.12.19）	未
改正介護保険法	あり	平成23年6月22日公布（内容別途）業種に応じて	平成24年4月1日
ボランティア休暇・退職規定		必要に応じて	未
パソコン、携帯電話の私的利用規定		必要に応じて	未
インフルエンザ等対応規程		必要に応じて	未
クールビズ等服装規定		必要に応じて	未